

○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（附則第三十三條關係）

改 正 案	現 行
第十條（略） ② ～ ⑪（略） ⑫ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。 ⑬ ～ ⑲（略）	第十條（略） ② ～ ⑪（略） ⑫ 第六項第六号の二の「特定目的会社」、「特定社債」又は「資産流動化計画」とは、それぞれ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項若しくは第五項又は第五条に規定する特定目的会社、特定社債又は資産流動化計画をいう。 ⑬ ～ ⑲（略）